

車両区分	廃車・修理の別	添付書類	説明
車検が必要な車両 (四輪の軽自動車等)	廃車	<ul style="list-style-type: none"> ・検査記録事項等証明書(⑧)または使用済自動車引取証明書(⑧) ※軽自動車検査協会へ車検証やナンバープレートを返却(一時抹消登録)した際、発行(令和7年11月28日まで)されていた「軽自動車検査証返納確認書」では、廃車の確認ができないため申請できません。 ・被害状況がわかる写真(ナンバープレート入り)または理由書(写真がない場合) ・振込口座情報がわかる書類 ・その他必要とする資料(り災証明書(自宅で被害を受けた場合)、自動車保険関係書類 等) 	<p>⑧:修理工場や保険会社が廃車(永久抹消登録)の手続きをし、軽自動車検査協会が発行するもの</p> <p>⑨:車両の解体をして解体(引取)業者から交付されるもの</p>
	修理	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証(車検証)(⑩) ※電子化された車検証であれば、所有者情報について聞き取りを行います。 ・領収書及び修理内容が分かる書類(請求書、見積書 等) ・被害状況がわかる写真(ナンバープレート入り)または理由書(写真がない場合) ・振込口座情報がわかる書類 ・その他必要とする資料 	⑩:車両に備え付けてある車検証
車検が必要でない車両 (原付等)	廃車	<ul style="list-style-type: none"> ・廃車申告受付書(廃棄)(⑪) ・被害状況がわかる写真(ナンバープレート入り)または理由書(写真がない場合) ・振込口座情報がわかる書類 ・その他必要とする資料(り災証明書(自宅で被害を受けた場合)、自動車保険関係書類 等) 	⑪:市民税課、各区税務室及び総合出張所のいざれかへナンバープレートを返却(廃車申告)した際、発行されるもの
	修理	<ul style="list-style-type: none"> ・標識交付証明書(⑫)またはナンバーが確認できる写真等 ・領収書及び修理内容が分かる書類(請求書、見積書 等) ・被害状況がわかる写真(ナンバープレート入り)または理由書(写真がない場合) ・振込口座情報がわかる書類 ・その他必要とする資料 	⑫:市民税課、各区税務室及び総合出張所のいざれかからナンバープレートを受け取った(新規申告)際、発行されるもの。